

平成 27 年 11 月

お客様各位

横浜市住宅供給公社

## マイナンバー法施行に伴う申請書類の取扱いについて

平成 27 年 10 月 5 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「マイナンバー法」)が施行、個人番号が通知され、平成 28 年 1 月より個人番号の利用が開始されます。

当公社の住宅管理・募集業務等におきましては、個人番号を利用することはございませんので、各種申請手続き等の際は、個人番号が記載されていない書類のご提出をお願い申し上げます。

なお、個人番号が記載される可能性のある書類(住民票等)をご提出される際は、次の点にあらかじめご留意・ご注意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

### 1. 個人番号が記載されていない書類をご提出ください。

※ 住民票については、記載を希望しなければ個人番号は記載されません。なお、個人番号が記載されている住民票のご提出があった場合は、個人番号が記載されている部分を判読できないように塗りつぶさせていただいた上で、受領いたします。

### 2. 本人確認の際には、個人番号カードはご利用いただけますが、コピーを提出する場合は、個人番号が記載されていない表面部分のみのコピーをご提出ください。

※ なお、裏面の個人番号が記載されている書類のご提出があった場合は、個人番号が記載されている部分を判読できないように塗りつぶさせていただいた上で、受領いたします。

### 3. 本人確認の際には、通知カードはご利用いただけませんので、あらかじめご了解ください。

※ 通知カードは、本人確認用書類として取扱うことができません。また、表面に個人番号が記載されているため、本人確認書類の証として当公社がコピーを取ることができません。

お客様にはお手数をおかけいたしますが、特定個人情報保護に、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。